

原料原産地表示の対象として 追加すべき品目について

2010年3月29日

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟
飛田恵理子

新たに提案する追加すべき9品目

食卓に欠かせないもので是非ご検討いただきたい品目は下記の通りです。

- ・ジャム類
- ・味噌
- ・しょうゆ
- ・食酢
- ・加工唐辛子
- ・加工わさび
- ・加工からし
- ・加工胡麻類
- ・粉山椒

- 生産資材が一般に少なく日常的に利用され、しかも伝統食品が大部分を占める、お示した基本的な9品目については、今後加工食品の原料原産地表示を拡大する際には、20品目プラス4に次いで優先的に取り組む必要があると考えております。これらについては、情報を提供されることにより表示を通して消費者教育にも繋がります。
- 残念ながら食料自給率の低いわが国においては、食のグローバル化は止まるところを知らず、事業者の低コスト原料調達への期待も手伝い、幅広い品目にわたって輸入依存度が高い現状です。
- 消費者には輸入国側の農薬・ポストハーベスト規制、肥料や動物用医薬品、飼料についての規制、遺伝子組換えに対するその国の姿勢、輸入中間加工品にあっては、食品添加物規制や食品への放射線照射の取り扱いに関する法規制の違いなど、日本に輸入される水際までトレースしたいことは実は山ほどあります。

- 原料の原産国(地)表示の拡大は、最低限①製品の由来を知る基本的なめやすになる。②フードマイレージを知る手掛かりになる、ほか国内産地表示からは③地産地消タイプの地域振興品か否かの判断を助ける。④産地偽装を抑制する、などのメリットがあり、積極的に推進する必要があります。
- 原産国(地)表示はあくまでも具体的に国名を記載するのが原則ですが、原料の切り替え対応が難しい場合、「…その他」表示ではなく、対象国をあらかじめ記載しておき○を付ける等の工夫をしていただきたいものです。
- 中間加工品で原料原産国(地)が分からない場合には、「原料原産国(地)不明」と表示し、生産資材が多く物理的に表示できないときのみ、本体表示を補う店頭表示やホームページなどの活用をしていただきたいと考えております。

既に提案のあった4品目についてのコメント I

- ① 黒糖は「地域食品ブランド表示基準」に認定された「沖縄黒糖」のような沖縄産のサトウキビを使用したものばかりではなく、外見は似ていても輸入糖などを加えて製造される加工黒糖・再生糖もあり、黒糖を利用した食品の黒糖産地表示とともに、黒糖、黒砂糖の範囲を明確にすることは、必要である。
- ② 果汁のジュースの原産地表示、果汁使用の加工食品の果実産地の義務化は、1. 果実の種類が多様化するのにもなって輸入原材料への依存度が高まっていること。2. 果実産地の強調表示が目立つこと。などから必要である。輸入中間加工品で原料原産地が分からない場合は加工地を表示するとともに、原料原産地は不明と記載する。

既に提案のあった4品目についてのコメント II

- ③ 昆布巻きについては強調表示が増えてきたことから必要。削りぶしの原料かつおぶしの原産地は、「かつおの漁獲場所」が適切と考える。加工地を別途義務表示化して、「ふし」にした場所を明記。

- ④ 食用植物油の原料原産地表示は、輸入依存度の高いものであり必要。食用植物油の範囲については市販品を調査し、例えばエゴマ油、アーモンド油などの追加を検討する。